



肥料価格高騰対策のごあんない



～肥料価格高騰に直面する農家の皆様を支援します～

注) この内容は令和5年4月20日時点のものです。

鳥取県農業再生協議会

《重要》農林水産省から、本事業の予算を令和5年度に繰り越し、事業の実施を延長できるようにした旨の連絡があったため、令和5年5月末の注文分までを申請対象にできるよう、春肥分の申請（秋肥分の申請漏れを含む）に係るスケジュールを延長いたします。

肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者の皆様の肥料費を支援します。



支援の対象となる肥料

令和4年6月から令和5年5月に購入した肥料(今年の秋肥と今年の春肥として使用する肥料)が対象です。

支援の内容

国は、化学肥料低減の取組を行った上で前年度から増加した肥料費について、その**7割**を支援金として交付します。

$$\text{支援金} = \left[\text{当年の肥料費} - \left(\frac{\text{当年の肥料費} \div \text{価格上昇率} \div \text{使用量低減率}}{\left[\begin{array}{c} \text{統計データ} \\ \text{を基に決定} \end{array} \right]} \left[\begin{array}{c} 0.9 \end{array} \right] \right) \right] \times 0.7$$

※ 鳥取県は独自支援策としてさらに1割を上乗せします。

申請に必要なもの

次の2つがあれば申請できます。

- 1 昨年秋肥(令和4年6月～10月に注文)、本年春肥(令和4年11月～令和5年5月に注文)の購入価格がわかるもの(注文票など(写しで可))

- ・昨年秋肥と本年春肥は、それぞれをまとめて、別々に申請してください。
- ・注文票のほか、領収書または請求書が必要です。
- ・注文によらず購入した(ホームセンターでの購入等)肥料の根拠資料(レシート等)を提出する際は、該当する肥料の一覧を作成し、提出してください。

- 2 化学肥料低減に向けた取組に**2つ以上**取り組むこと
(次のページのチェックシートで申告していただきます。)

次ページ以降を参照



農業者の皆様に記入いただくもの(表面)



様式第1-1号(参加農業者用)

化学肥料低減計画書

<作付概要>

作物名	作付面積(ハ)
〇〇〇	
〇〇〇	
その他	
計	

<対象肥料>

令和4年度又は令和5年度の取組」欄のうち、
取り組めるものに○を記入してください。

- 2つ以上に○が付けばOKです。
- 既に取り組んでいるものもカウントできます。
(その場合、1つ以上は、新しい取組または従来の取組の強化・拡大
(「◎」で記入)を含むようにしてください。)



1. 実施する(してきた)取組
2. 「令和4年度又は令和5年度のうち1つ以上は、新

取組メニュー	前年度までの取組	令和4年度又は令和5年度の取組
ア 土壌診断による施肥設計	○	○
イ 生育診断による施肥設計		
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入		
エ 堆肥の利用	○	◎
オ 汚泥肥料の利用(下水汚泥等)		
カ 食品残渣など国内資源の利用(エとオ以外)		
キ 有機質肥料(指定混合肥料等を含む)の利用		
ク 緑肥作物の利用		
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用		
コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用		
サ 可変施肥機の利用(ドローンの活用等も含む)		
シ 局所施肥(側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等)の利用		
ス 育苗箱(ポット苗)施肥の利用		
セ 化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し (ア～スに係るものを除く。)		
ソ 地域特認技術の利用()		

①当年肥料費を記載してください。⇒私の当年肥料費は合計_____円です。

②チェック欄にチェック(✓)した上で署名してください。

私は、添付した領収書(請求書)等記載の肥料(肥料費)について、以下のとおり確約します。

チェック欄

- 1. 記載の肥料は令和4年秋肥又は令和5年春肥として確実に購入し、自らの農業生産に使用します。
- 2. 本計画書及びその他の提出書類について、必要に応じて関係機関で共有することを承諾します。
- 3. 本事業に係る報告や立入り調査について、事業実施主体等から協力を求められた場合は応じます。
- 4. 取組を実施したことが確認できる資料や写真等の証拠書類について、
支援金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管し、事業実施主体等から求められた場合は提出します。
- 5. 以下の場合には支援金を返還すること、又は、交付されないことについて異存ありません。
ア 本計画書及びその他の提出書類において、虚偽の内容を申請したことが判明した場合
イ 正当な理由がなく、本計画書に記載した取組を実施していないことが判明した場合

氏名(自署) _____

注文票

本提出様式に、以下の書類(写しで可)を添付して提出してください。

- 肥料を発注したことを証明する書類(注文票など)
- 肥料費を支払った(支払い義務が生じている)ことを証明する書類(領収書、請求書など)





農業者の皆様に記入いただくもの(裏面)



様式第1-2号(参加農業者用)

氏名(法人・組織名)

住所

電話番号

購入肥料(当用買い)一覧表

購入日	銘柄	商品規格 (kg, L等)	数量	購入金額	購入場所	領収書等 取組実施者 確認欄
合計						

注文によらず購入した肥料(ホームセンターでの購入等)の根拠資料(レシート等)を提出する際は、こちらの一覧表に記入し、提出してください。

- 1 注文によらず購入した(ホームセンターでの購入等)肥料を記載すること。
- 2 記載した内容が確認できる領収書等を添付すること(各証明書類に肥料以外の資材等が含まれる場合は、当年の肥料費に計上する部分がわかるように印等をつけておくこと)
- 3 枠が足りない場合は適宜追加すること。



Q&A



問

答

① 化学肥料の使用量を実際に2割減らすことが支援の要件ですか。

・ 化学肥料の2割低減に向けて、取組メニューのうち2つ以上行っていたら支援対象となります。

② 既に化学肥料の低減に取り組んでいるため、更に低減することは難しい。

・ 既に取り組んでいるものもカウントします。
・ その際は、既に行っている取組の拡大や改善で良いので、新たな取り組みを1つ以上行ってください。

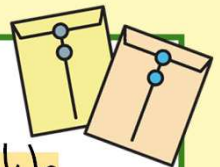
③ 低減に向けた取組はいつまでに実施しないといけないか。

・ 低減に向けた取組は令和4年度または令和5年度中に必ず取り組む必要があります。

<p>④いつ頃までに申請すれば良いですか。また、いつ頃支援を受けられますか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 秋肥、春肥でそれぞれまとめて申請してください。 ・ 春肥(秋肥の申請漏れを含む)については、令和5年度中に順次、支援金を交付する予定です。
<p>⑤領収書の提出が間に合わない場合はどうすれば良いですか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 領収書が間に合わない場合は、請求書を提出いただければ、支援金をお支払いすることができます。 ・ 肥料を購入した農協や販売店に御相談ください。
<p>⑥肥料低減の取組の確認はどのように行われるのでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参加農業者には、令和5年末または6年末に、2年間(令和4年度又は令和5年度)の化学肥料低減の取組結果として実施報告書を提出していただきます。 県協議会は、これらの報告が正しく行われているか必要に応じて現地確認の調査を行います。 ・ 支援を受けた農業者は、取組内容がわかる書類等(土壌診断の診断結果、施肥設計書、購入肥料の伝票、作業時の写真等)を保管しておいて下さい。

申請方法

参加農業者ごとに「申請に必要なもの」を準備のうえ、お住まいの市町村の地域農業再生協議会へ申請してください。



スケジュール

今後のスケジュールは、概ね以下のとおりです。

令和5年6月頃～

農業者グループ(地域協)からの申請の受付

令和5年8月頃～

農業者グループ(地域協)への支援金の交付(1回目)

令和5年11月頃～

農業者グループ(地域協)への支援金の交付(2回目)

令和5年11月頃から
令和6年11月頃まで

参加農業者からの化学肥料低減実施報告書の提出

お問い合わせ先

● 取組実施者(申請窓口)

お住まいの市町村の地域農業再生協議会事務局へお問い合わせください。

● 事業実施主体(事業全般に関すること)

鳥取県 肥料価格高騰対策



鳥取県農業再生協議会事務局(鳥取県農林水産部農業振興監生産振興課)

TEL:0857-26-7417、7414

ホームページURL:<https://www.pref.tottori.lg.jp/307380.htm>